

2023年6月16日

ストックオプション課税に関する最近の動向 — 国税庁 Q&A 及び法令解釈通達改正案 —

弁護士 齋藤 宏一 / 弁護士 下尾 裕 / 弁護士 早瀬 孝広 / 弁護士 香川 遼太郎

Contents

- I. 国税庁 Q&A 及び法令解釈通達改正案
- II. 国税庁 Q&A の内容
 - 1. 税制非適格 SO(無償・有利発行型)(問 1)
 - 2. 税制非適格 SO(有償型)(問 2)
 - 3. 税制非適格 SO(信託型)(問 3)
 - 4. 源泉所得税の納付(問 4)
 - 5. 税制非適格 SO を行使して取得した株式の価額(問 5)
 - 6. 税制適格 SO(問 6)
- III. 本通達改正案の内容
- IV. おわりに

I. 国税庁 Q&A 及び法令解釈通達改正案

国税庁は、2023年5月30日、ストックオプション(以下「SO」といいます。))について、「ストックオプションに対する課税(Q&A)」(以下「国税庁 Q&A」といいます。))を公表しました¹。国税庁 Q&A は、令和5年度の税制改正において、税制適格ストックオプション(以下「税制適格 SO」といいます。))の要件緩和に関する改正が行われたこと(下記 II.6.参照)を踏まえたものですが、税制適格 SO に該当しない SO(以下「税制非適格 SO」といいます。))のうち、信託を利用した仕組みを用いるもの(以下「税制非適格 SO(信託型)」)の課税関係について、国税庁としての立場が明らかにされているなど、実務上重要な意義を有するものです。

¹ <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/230428/index.htm>

また、国税庁は、同日に「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)等の一部改正(案)(以下「本通達改正案」といいます。)に対する意見公募手続を開始しています²。当該改正案は税制適格 SO の要件解釈を明確にするものであり、実務上重要な意義を有するものです。

以下では、国税庁 Q&A について税制非適格 SO(信託型)に係る Q&A を中心に概観しつつ、本通達改正案の内容についても紹介します。なお、国税庁 Q&A の内容については、個々の事実関係によっては、異なる取扱いとなる場合がある点には注意を要します。

II. 国税庁 Q&A の内容

1. 税制非適格 SO(無償・有利発行型)(問 1)

本 Q&A は、勤務先から譲渡制限の付された税制非適格 SO を無償で取得した場合の課税関係について、①付与時には譲渡制限が付されているために譲渡による所得の実現ができず、課税関係は生じないこと、②行使時の経済的利益は給与所得³になること、および③行使によって取得した株式を売却した場合には株式譲渡益課税の対象となることを明らかにしています。

実務上、行使価額を低廉な価格として利用されてきた SO(いわゆる「1 円ストックオプション」など)の課税上の取扱いについて、従前の理解が確認された内容となっています。

2. 税制非適格 SO(有償型)(問 2)

本 Q&A は、勤務先から SO を適正な時価で有償取得した場合の課税関係について、①付与時には当該 SO を適正な価格で購入していることから経済的利益が発生せず、課税関係が生じないこと、②行使時の経済的利益は認識しないこと(所得税法 36 条 2 項、所得税法施行令 109 条 1 項 1 号)、および③行使によって取得した株式を売却すると株式譲渡益課税の対象となることを明らかにしています。

実務上、いわゆる「有償ストックオプション」として利用されてきた SO の課税上の取扱いについて、従前の理解が確認された内容となっていますが、特に、権利行使により取得した株式の取得価額については、当該 SO の取得価額にその払込みによる取得のために要した費用を加算した金額との合計額とし、権利行使時には課税されないことが確認された点が重要と思われます。

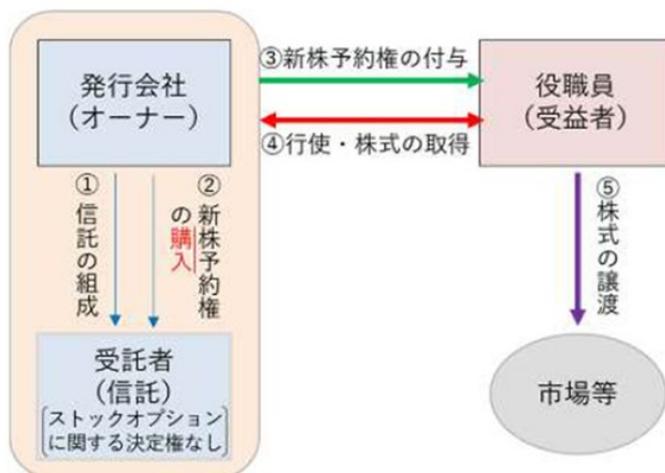
3. 税制非適格 SO(信託型)(問 3)

本 Q&A は、概ね以下の仕組み(以下「信託型スキーム」といいます。)により勤務先から信託会社を通じて SO を取得し、その権利を行使することにより取得した株式を売却した場合の課税関係に関するものです。

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0>

³ なお、本 Q&A は、あくまで一般的取扱いを説明するものであり、例えば、退任・退職後極めて短期間に一括して権利行使を行わなければならない SO についてその権利行使益を退職所得とすることを認める過去の文書回答事例の取扱い等を否定するものではないと解されます(東京国税局文書回答事例「権利行使期間が退職から 10 日間に限定されている新株予約権の権利行使益に係る所得区分について」(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/gensen/07/02.htm>))。

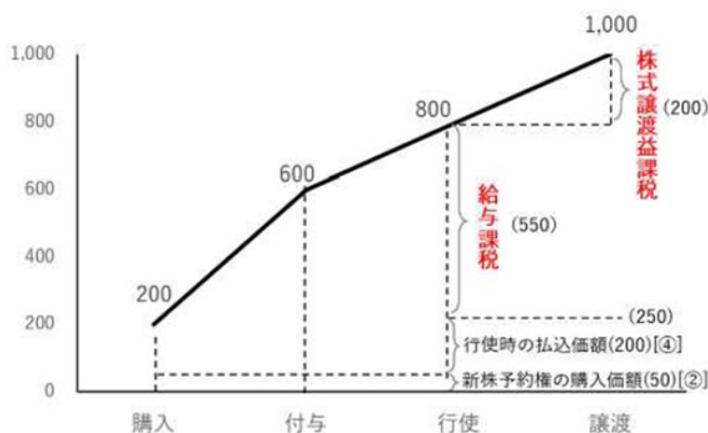
- ① 発行会社または発行会社の代表取締役等が信託会社に金銭を信託して、信託(法人課税信託)を組成する(信託の組成時に、受益者およびみなし受益者は存在しない。)
- ② 信託会社は、発行会社の譲渡制限付き SO を適正な時価で購入する。
- ③ 発行会社は、信託期間において会社に貢献した役職員を信託の受益者に指定し、信託財産として管理されている SO を当該役職員に付与する。
- ④ 役職員は、SO を行使して発行会社の株式を取得する。
- ⑤ 役職員は、SO を行使して取得した株式を売却する。



(国税庁「Q&A」5 頁より引用)

信託型スキームの課税関係に係る国税庁の見解は、以下のとおりです。

- ① 当該信託(法人課税信託)には、組成時に受益者が存在しないため、発行会社または発行会社の代表取締役等が信託会社に信託した金銭に対して、法人課税が行われる。
- ② 信託会社が税制非適格 SO(信託型)を適正な時価で購入した場合、経済的利益が発生しないため、課税関係は生じない。
- ③ 発行会社が役職員を受益者に指定して、役職員に当該 SO を付与した場合の経済的利益については、課税関係は生じない(所得税法 67 条の 3 第 2 項)。
- ④ 役職員が当該 SO を行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益は、給与所得となる(所得税法 28 条、36 条 2 項、所得税法施行令 84 条 3 項)。
- ⑤ 役職員が当該 SO を行使して取得した株式を売却した場合、株式譲渡益課税の対象となる。



(国税庁「Q&A」5 頁より引用)

また、上記国税庁の見解④については、以下の注記が付されている点が注目されます。

(注 3) 税制非適格ストックオプション(信託型)については、

- ・信託が役職員にストックオプションを付与していること、信託が有償でストックオプションを取得していることなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たらず、「給与として課税されない」との見解がありますが、
- ・実質的には、会社が役職員にストックオプションを付与していること、役職員に金銭等の負担がないことなどの理由から、上記の経済的利益は労務の対価に当たり、「給与として課税される」となります。

(国税庁「Q&A」5 頁より引用)

実務上、信託型スキームを用いて付与される SO は、役務の提供その他の行為による対価に該当せず、その他の課税要件も満たさないことから、権利行使時には給与として課税されず、行使によって取得した株式を売却する際に株式譲渡益課税の対象となるとの前提で、未上場会社を中心に信託型スキームを用いた SO の付与が行われてきました。この点、2023 年 2 月 20 日に行われた予算委員会の答弁において、国税庁次長より、役員等に付与することを目的とした税制非適格 SO(信託型)について、役員等への付与を目的としたものである場合には、実質的に役員等に付与したと認められることから、SO を行使した日の属する年分の給与所得に該当すると考えている旨の回答がなされていたところであり、本 Q&A では、国税庁の見解が正式に確認された内容となっています。また、国税庁の見解を前提とすると、信託型スキームは会社が役員に対して SO を付与したのものとして評価されることとなりますので、割当契約の定めにより、税制適格 SO に該当する余地があることとなります。

従前利用されてきた信託型スキームにはいくつかの種類が見られますが、その多くが本 Q&A により示された課税処理の対象となると考えられることから、税制非適格 SO(信託型)を導入済みの会社においては、役員が当該 SO を行使して発行会社の株式を取得した場合に、その経済的利益が給与所得となることを前提として、報酬制度の見直しや再構築が必要になると考えられます。

4. 源泉所得税の納付(問 4)

本 Q&A は、税制非適格 SO(無償・有利発行型または信託型)の行使に係る経済的利益に係る源泉所得税を納付していないことが判明した場合の課税関係について、発行会社は、SO の行使による株式の交付の際に、給与所得に係る源泉所得税を徴収して納付する必要があること、および既に SO の行使が行われ、源泉所得税を納付していない場合には、速やかに源泉所得税を納付することが必要であることを明らかにしています。なお、源泉徴収税を一時に支払うことができない場合については、税務署に申請を行うことにより、原則として 1 年以内の期間に限り、納税の猶予等が認められる場合があるとされています。

上記のとおり、税制非適格 SO(信託型)について、役員が当該 SO を行使して発行会社の株式を取得した場合、その経済的利益が給与所得となることが確認されたことから、実務上は、特に SO の保有者が既に当該 SO を行使して発行会社の株式を取得している場合の処理が問題となると考えられます。なお、本 Q&A では、会社が納付した源泉所得税について SO を行使した者に求償することができる旨が注記されていますが、税制非適格 SO(信託型)について権利行使時には給与として課税されないことを前提とした報酬制度として会社から役員に案内していたような場合には、求償の適否を含めた慎重な判断が必要になると考えられます。一方、仮に会社が当該求償を行わない場合には、源泉所得税相当額について、別途の課税が発生する可能性があります。

5. 税制非適格 SO を行使して取得した株式の価額(問 5)

本 Q&A は、税制非適格 SO(無償・有利発行型または信託型)の行使に係る経済的利益について、源泉所得税を計算する際の株式の価額の算定は所得税基本通達 23～35 共-9 の例によることを明らかにしています。

6. 税制適格 SO(問 6)

本 Q&A は、勤務先から税制適格 SO を取得した場合の課税関係について、①付与時には譲渡制限が付されているために譲渡により所得を実現することができず、課税関係は生じないこと、②行使時の経済的利益は、租税特別措置法の規定によって課税が繰り延べられるため課税関係は生じないこと、および③行使によって取得した株式を売却すると株式譲渡益課税の対象となることを明らかにしています。実務上利用されてきた税制適格 SO の課税上の取扱いについて、従前の理解が確認された内容となっています。

また、令和 5 年度税制改正において、税制適格 SO の要件が一部緩和されたこと、すなわち、税制適格 SO の要件のうち、SO の行使が付与決議の日後 2 年を経過した日から 10 年を経過する日までの間に行われなければならないとする権利行使期間要件について、設立から 5 年未満の未上場会社である等の要件を満たす株式会社は、付与決議の日後 2 年を経過した日から 15 年を経過する日までの間に行われなければならないと改正されたことについて明記しています。

III. 本通達改正案の内容

租税特別措置法に定める一定の要件を満たす SO は、税制適格 SO として、行使時の経済的利益は課税が繰り延べられるため課税関係は生じず、行使によって取得した株式を売却すると株式譲渡益課税の対象となります(上記 II.6.参照)。本通達改正案は、租税特別措置法に定める要件のうち、「新株予約権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時ににおける一株当たりの価額に相当する金額以上であること」(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項第 3 号)の解釈に関するものです。

本通達改正案は、(a)権利行使価額要件に係る「契約時の一株当たりの価額」については、所得税基本通達 23～35 共-9 の例によって算定することを明確にしています⁴。また、(b)所得税基本通達 23～35 共-9(4)イの売買実例については、株式の種類ごとに売買実例の有無を判定すること⁵、および(c)取引相場のない株式については、著しく不相当と認められる場合を除き所得税基本通達 23～35 共-9(4)ニおよび財産評価基本通達の例によって算定することを認めることを明確にしています⁶。

これによって、普通株式以外の他の種類株式(いわゆる優先株式)を発行している場合であっても、当該種類株式を発行した事実は、所得税基本通達 23～35 共-9(4)イにいう「売買実例」には該当しないものとして

4 国税庁「【別紙】新旧対照表」29 の 2-1 参照(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=000254092>)。

5 国税庁・前掲(注 2)23～35 共-9(4)イ(注)。

6 国税庁・前掲(注 2)23～35 共-9(4)ニ(注)1、国税庁「参考資料」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=000254093>)。

取り扱うことが認められることになると考えられますので(上記(b))、特に、未上場会社においては、優先株式による資金調達等の有無にかかわらず、著しく不相当と認められる場合を除き、所得税基本通達 23～35 共-9(4)ニおよび財産評価基本通達の例によって算定することが認められる点(上記(a)および(c))が重要と思われます。

従前、未上場会社については、権利行使価額要件における「一株当たりの価額」の算定基準について基準が明確でなかったことから、実務上、税制非適格 SO とされることを避けるため、最近の例における払込金額を参照し、当該金額以上の価額をもって「一株当たりの価額」とするなどの対応がなされてきたところであり、本通達改正案でも指摘されているとおり、「税制適格ストックオプションの発行等において不安定な税務実務となっている」⁷状況にありました。本通達改正案によれば、財産評価基本通達の例(いわゆる純資産価額方式および配当還元方式等)によって権利行使価額を設定することで、それがいわばセーフハーバーとして機能することになると考えられます。財産評価基本通達の例によって算定することにより、従前よりも権利行使価額を大幅に抑えた税制適格 SO の利用が可能となる場合があると考えられるため、特に未上場会社においては、本通達改正案の影響は大きいと考えられます。さらに、本通達改正案では、財産評価基本通達の例により算定する場合には、株式の種類の内容を勘案して算定することも明らかにされています⁸。当該記載は、財産評価基本通達の例によって純資産価額方式により株価を算定することが認められる場合において、未上場会社が優先株式による資金調達を行っていたとしても、普通株式の価額は当該優先株式の優先分配に係る部分を除外して算定することが可能となることを述べたものと考えられ⁹、成長ステージにかかわらず、従前よりも税制適格 SO の権利行使価額を抑えることができるものと思われます。

IV. おわりに

以上のとおり、今回の Q&A により税制非適格 SO(信託型)をはじめとする SO の課税関係が明確にされました。SO を導入済みの各社においては、その類型に応じて、各 Q&A の内容を踏まえて必要な対応を検討することになるものと思われます。また、本改正通達案による改正後の取扱いは、改正後の通達発遣後に行う新株予約権の行使について適用するとされており、税制適格 SO の利用促進につながるものと考えられますが、その他の税制適格要件について実務上の課題とされている事項(年間権利行使価額の上限等)については引き続き留意が必要と思われます。

7 国税庁『「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)等の一部改正(案)に対する意見公募手続の実施について』別添参照。

8 国税庁・前掲(注 2)23～35 共-9(4)ニ(注)2。

9 国税庁・前掲(注 6)参考資料計算例②参照。なお、ここでの優先分配に係る部分をどのように算定するのかについては、今後の実務動向を確認する必要があります。

■ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

■ 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 齋藤 宏一 (koichi.saito@amt-law.com)

弁護士 下尾 裕 (yutaka.shimoo@amt-law.com)

弁護士 早瀬 孝広 (takahiro.hayase@amt-law.com)

弁護士 香川 遼太郎 (ryotaro.kagawa@amt-law.com)

■ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

■ ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com